

北陸中日新聞 朝刊 三月三十一日  
五版 七頁 七〇七〇番

# 秘書の立場を否定

## 県議選違反 杉山被告公判

四月の石川県議選金沢市選挙区で当選した宇野邦夫県議(七)陣営の選挙違反事件で、公選法違反(供応買収)の罪に問われた金沢市、土木業東日出寛被告(六)と同市、農業東一男被告(六)の初公判が十五日、金沢地裁で開かれ、両被告は起訴内容を認めた。弁護側は、宇野県議の秘書として同罪で起訴された同市、杉山和仁被告(四)の立場は秘書ではなかったと否認した。

検察側は、二人が県議の熱心な支援者だったことから、投票などを依頼するための宴席の参加者集めを任されたと説明。杉山被告からの連絡を受けて東日出寛被告が会場を予約して会費を決め、東一男被告に一部の人数集めを頼んだと述べた。二人とも宴席の目的を分かっていたと指摘した。

同日午後には杉山被告の公判が開かれ、被告人質問が行われた。杉山被告は弁護側の質問に、事務所スタッフとして県議の介助や運転手を務めたにすぎないと答え、秘書の立場を否定。宴席は自らの判断で計画したと述べた。

調書では自称秘書と供述している点を検察側に聞かれると、杉山被告は「記憶

にはない」と説明。一方、四年前に退職した秘書の仕事の一部を引き継いでいたことや、事務所負担の出費を独断で決められる立場にあったことは認めた。宴席を計画した背景に、支援者の高齢化で県議の選挙地盤が弱まっている懸念があったとも述べた。

起訴状によると、三人は共謀し、告示前の二月十七日、金沢市内の旅館で有権者三十一人に県議への投票や票の取りまとめなどを依頼。一人当たりの差額が五千六百六十円相当の食事を接待したとされる。